

令和9年度
保育所・幼稚園等利用給付認定のしおり



神河町教育委員会 教育課

679-3116 神河町寺前64番地

電話番号：0790-34-0212

1 就学前の子どもを対象とした施設について

(1) 保育所（園）

就労等により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。

対象年齢は、0歳～小学校就学前です。（0歳児の受入月齢は施設により異なる）

(2) 幼稚園

(3) 認定こども園（町内には該当施設はありません）

幼稚園の機能と保育所（園）の機能を併せ持つ施設です。

対象年齢は、施設により異なります。

2 給付認定について

幼稚園や保育施設を利用するには、給付認定を受ける必要があります。

給付認定の種類

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用可能な施設
1号	3～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
新2号	4～5歳	あり	預かり保育時間	幼稚園
2号	3～5歳	あり	保育標準時間	保育所（園）
3号	0～2歳		保育短時間	認定こども園（保育所部分）

《通常保育時間と延長保育時間、預かり保育時間について》

【保育標準時間の場合（町内保育所）】（2号、3号認定）

通常保育時間		延長保育
7:00	18:00	19:00

【保育短時間の場合（町内保育所）】（2号、3号認定）

延長保育	通常保育時間	延長保育
7:00	8:00	16:00
		19:00

【町内幼稚園】※ 入園当初、学期始め・末などは変わることがあります。

通常保育時間(1号認定)	預かり保育時間(新2号認定)
8:00	13:00
	18:00
長期休業中の預かり保育時間(新2号認定)	
8:00	18:00

休園日	町内幼稚園	土曜日、日曜日、祝日、 【夏季休業日】 7月21日～8月31日 【冬期休業日】 12月22日～1月 6日 【春季休業日】 3月21日～4月 8日
	町内保育所（園）	日曜日、祝日以外の休園日は各施設で定めています。

3 保育の必要性・必要量について

保育の必要な事由	保護者の状況	保育の必要量(2号3号のみ)	
		短時間	標準時間
就 労	月48時間以上の労働に従事している	●	●
妊娠・出産	出産予定日から起算して8週間（多胎は14週間）前の日が属する月の初日から出産予定日の8週後の翌日の属する月末まで	●	●
疾病・障害等	保護者の病気・けが、又は精神・身体に障害がある	●	●
親族の介護、看護	親族を常時介護又は看護している	●	●
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている（利用開始後3ヶ月以内に就労を開始しない場合は、退所となる）	●	—
就 学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	●	●
災 害 復 旧	災害の復旧にあたっている	●	●
育児休業中の継続利用	新たに育児休業を取得する時点で就労の理由で既に保育施設を利用しており、育児休業中も継続して保育の利用が必要と認められる場合。出生した児童が、満1歳に達する日の属する年度の末日まで。	●	—
そ の 他	児童虐待やDVのおそれがあるなど	●	●

※ 実際の保育の必要量は保護者の就労・勤務時間等から個別に認定します。

※ 求職活動での入所は、原則、同一年度内で一度のみです。

※ 妊娠・出産、求職活動等、認定期間があり、継続して入所を希望する場合は、前月の20日までに申請してください。

※ 認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。私的な用事や買い物などの時間は含みません。お仕事のお休みの日や早めのお迎えができる日は、できるだけご家庭での保育をお願いいたします。



4 申し込みについて

(1) 年齢区分について

区分（クラス年齢）	児童の生年月日
0歳児	令和8(2026)年4月2日～
1歳児	令和7(2025)年4月2日～令和8(2026)年4月1日
2歳児	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日
3歳児（年少）	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
4歳児（年中）	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
5歳児（年長）	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日

(2) 申込みから利用までの流れ

◎ 令和9年4月入所（入園）希望

		1号希望者	新2号、2号、3号希望者
①	受付期間	【1次】 令和8年10月13日（火）～令和8年11月6日（金） 【2次】 令和8年12月1日（月）～令和9年1月8日（金） （土・日・祝・年末年始閉庁日を除く） ※ 2次は欠員の募集となります。 ※ 先着順ではありません。	
②	書類審査 及び選考	提出された書類を点検し、 審査します。	提出された書類を点検し、審査します。 保育の必要性の高い方から選考します。
③	選考結果	内定者に「入所承諾通知書」を郵便でお知らせします。 内定しなかった場合は「入所保留通知書」を郵送します。 【1次】 1月下旬頃 【2次】 2月中旬頃	
④	各施設で の説明会	2月中旬～3月上旬 各施設から案内があります。	
⑤	保育料の 通知	3月下旬に「保育料決定通知書」を郵便でお知らせします。	

*育児休業期間の終了により年度途中（12月1日入所まで）で入所を希望される方は、1次受付期間に申し込みください。9月～12月入所希望の方の選考結果は、入所希望前月となりますので、ご了承ください。

◎ 令和 9 年 5 月以降入所（入園）希望の場合

		1 号希望者	新 2 号、2 号、3 号希望者
①	受付期間	入所を希望する月の前月 10 日まで（土・日・祝の場合はその直前の平日）	
②	書類審査 及び選考	提出された書類を点検し、審査します。	提出された書類を点検し、審査します。 保育の必要性の高い方から選考します。
③	選考結果	内定した方…前月中旬に電話でお知らせし、「入所承諾通知書」を郵送します。 内定しなかった方…「入所保留通知書」を郵送します。翌月以降も選考の対象になります。保留通知は初回のみ発送します。	
④	各施設で の面談	内定した施設へ連絡し面談日を決めて、用意するもの等の説明を受けてください。	
⑤	保育料の 通知	「保育料決定通知書」を入所承諾通知書と一緒に郵送します。	

◎ 神河町外の施設を利用希望される場合

- ・ 神河町へ申請してください。
- ・ 希望する施設のある市区町村の担当課に締切日等を事前にご確認ください。
- ・ 希望する施設のある市区町村の締切日の 1 週間～ 1 0 日前までに神河町で手続きしてください。
- ・ 希望する施設のある市区町村で選考されます。

（3）受付場所等について

受付場所	4 月入所（入園）希望	教育課（本庁 2 F） 健康福祉課（神崎支庁舎）
	5 月以降入所（入園）希望	教育課（本庁 2 F）
受付時間	9：00～17：00	
持 ち 物	・ 申請者の印鑑 ・ 世帯全員のマイナンバーカード（個人番号カード） ・ 本人確認書類（運転免許証等） ・ 申込みに必要な書類（「 6 必要書類について」を参照）	



5 電子申請について



(1) 新規申込み・現況届

マイナポータル「ぴったりサービス」より申請できます。

※転入予定の申込みは対象外です。

マイナポータル

※必ず、「**保育施設等の利用申込**」・「**支給認定の申請**」の2つの手続きをしていただかないと、**申請が完了しません**のでお気を付けください。

(2) 申込み受付期間

・令和9年度（当初申込み）

一次受付：令和8年11月2日（月）23時59分まで

二次受付：令和9年 1月4日（月）23時59分まで

・随時募集（年度途中の申込み）

入所を希望する月の前月5日23時59分まで

(3) 対象者

・神河町に住民票がある。

・マイナンバーカードを取得している。（通知カードではありません）

・入所希望月に保育の必要性がある。

※育児休業中の方は復帰日が属する月以降の入所申込みとなります。

(4) 申込みに必要なもの

①マイナンバーカード及び暗証番号（署名用電子証明書、利用者証明書用電子証明書、券面事項入力補助用）

②マイナンバーカード対応のスマートフォン

パソコンでも可能ですが、ICカードリーダーライター（マイナンバー対応のもの）も必要となります。

③入所希望日現在の保育が必要な事由に応じた父・母などの保護者の証明書類データ
（例）就労証明書

④その他書類（必要な人のみ）

(5) 事前準備

①証明書類がデータでそろっているか確認する。

※紙面で作成された場合は、スマートフォンで写真を撮ってください。

②マイナポータル接続用のアプリをインストールする。

③利用者登録を行い、「ぴったりサービス」へログインする。

(6) 申込み手順

①サービス一覧から「**手続きの検索・電子申請**」を選択する。

②市町村選択で「**神河町**」、検索条件を選択（**カテゴリ**）で「**子育て**」にチェックを入れ、「**この条件で検索**」を選択する。

③検索結果一覧から「**保育施設等の利用申込**」と「**支給認定の申請**」（必ず両方の申請をする必要**があります**）の「**詳しく見る**」を選択し、概要等をよく確認した上で、「**申請する**」を選択する。

④入力案内に従い、申請する。

※電子申請後の申込内容の変更や不足書類等の提出は郵送または窓口へ直接ご提出いただく場合があります。電子申請で再提出することはできません。

※申込み受付期間外に電子申請をした場合、入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。

※申請内容に不備がある場合、添付データに不足がある場合、添付データが不鮮明であった場合、電話で連絡します。不足書類等については、窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合、利用調整にかからない場合がありますので、ご注意ください。

※町外施設の1号認定（幼稚園等教育時間認定）を希望する方からの電子申請による受付はできません。

6 必要書類について

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼保育所・幼稚園・認定こども園等利用申込書

(2) 保育が必要なことを証明する書類

※父母ともに証明書等が必要です。

保護者の状況	必 要 書 類
就労（会社等に勤務、内職など）	① 就労証明書
就労（自営業の方） ※法人化をしている場合、②は不要	① 就労証明書 ② ○自営業中心者または個人事業主（次ページ ³ を参照） ・個人事業を営んでいることがわかる書類 （確定申告書、営業許可証等の写し） ○自営業協力者（次ページ ⁴ を参照） ・協力者として従事している実態が確認できる書類 （従事が確認できる確定申告書、源泉徴収票等の写し）
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）
疾病・障害等	疾病…医師が発行する診断書（原本）（療養期間の記載のあるもの） 障害…身体障害者手帳のコピー、療育手帳のコピー、精神障害者保健福祉手帳のコピー、診断書（原本）
親族の介護、看護	① 看護または介護を受けるものの診断書（原本）・身体障害者手帳等のコピー ② 看護・介護スケジュール
求職活動	① 誓約書兼求職活動申立書（次ページ ⁵ を参照） ② 求職中であることが分かるもの（ハローワークカード等）
就 学	在学証明書（入学予定の方は合格通知書のコピーを提出し、入学後に在学証明書（原本）を提出すること）
災害復旧	り災証明書、申立書等
育児休業中の継続利用	就労証明書（次ページ ⁶ を参照）

(3) 状況により必要な書類

- ・申し込み児童、同居する親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等を持っている場合、コピーを添付してください。

(4) 別居している兄・姉・父等の状況

- ・申請児童に別居している兄や姉、父がいる場合もれなく記入してください。
また、住民票が別の場合、血縁関係が分かる戸籍謄本等の提出が必要になる場合があります。



<注意事項・添付書類について>

- 1 ①②は両方必要です。
- 2 必要書類について、兄弟姉妹で別々の施設・事業所を希望する場合（例えば、1子は幼稚園、2子は保育所）は、それぞれに必要な書類が必要です。同じ施設を希望する場合は2人目以降の児童分はコピーでかまいません。
- 3 自営業中心者または個人事業主として従事している方
 - ・事業形態が自営の場合でも、株式会社など法人化されている場合は「会社等に勤務」となるので、添付書類の提出は不要です。
 - ・中心者ご本人が記入して下さい。
 - ・添付書類（①もしくは②の写しを提出してください。）
 - ① 確定申告書、開業届、営業許可証など、個人事業を営んでいることがわかる書類
 - ② 以下の2点いずれも（屋号、個人名などが確認できるものに限る）
 - （1）本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）
 - （2）売り上げや収支が分かる書類（請求書、伝票、契約）
- 4 自営業協力者として従事している方
 - ・協力者とは、アルバイトや手伝いなど、中心者に雇用されている方です。（中心者が親族である場合に限りま）
 - ・添付書類（①もしくは②の写しを提出してください。）
 - ①（1）直近の中心者の確定申告書
 - 屋号・中心者氏名が確認できるページと協力者に給与賃金が支払われていることが確認できるページの2箇所
 - （2）協力者の源泉徴収票
 - ② 以下の2点いずれも（屋号、個人名などが確認できるものに限る）
 - （1）給与の支払い状況を証するもの
 - 給与明細、代表者が証明する給与支払証明書
 - （2）従事する業務内容がわかるもの
 - 添付の広告、内容の分かるもの（販売内容一覧、メニュー）等
- 5 求職活動中の方

就労等が決まり次第すみやかに、給付認定変更届書及び就労証明書を提出してください。
保育所入所後3ヶ月以内に提出いただけない場合は、原則退所となります。
幼稚園の預かり保育の場合は対象となりません。
- 6 育児休業の方

育児休業期間が終了し、復職された時点で就労証明書を再提出してください。
育児休業期間を延長した場合、延長した内容で就労証明書を再提出してください。
幼稚園の預かり保育の場合は対象となりません。



7 保育料について

保育料（利用者負担額）は、児童の年度初日の年齢と、保護者の市町村民税所得割額を用いて決定します。1号、新2号、2号認定の保育料は無償です。

保育料	算定方法
令和9年4月分～8月分	令和8年度市町村民税所得割額で算定
令和9年9月分～令和10年3月分	令和9年度市町村民税所得割額で算定

- ・祖父母等と同居している場合（世帯分離含む）で、保護者の収入が一定基準額に満たない場合（祖父母の扶養になっている等）は、祖父母等の市町村民税所得割額によって決定する場合があります。
- ・入園時の制服代や文房具代等の各種費用や、毎月又は特定月に発生する絵本代や主食費・副食費等の諸費用がかかります。（3号認定の利用者負担額には給食費が含まれています。）

利用者負担額表（3号認定）			利用者負担額（月額）	
階層区分			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯	全員	0円	0円
2	町民税非課税世帯	全員	0円	0円
3	48,600円未満 ひとり親、障者世帯等	1子	16,600円	16,400円
		2子	8,300円	8,200円
		1子	5,700円	5,600円
		2子	0円	0円
4	市町民税所得割課税額	㊤77,101円未満のひとり親、障害者世帯等	1子	9,000円
		2子	0円	0円
		㊤以外の57,700円未満の世帯	1子	24,300円
		2子	12,150円	11,950円
		㊤以外の57,700円以上～97,000円未満の世帯	1子	24,300円
		2子	12,150円	11,950円
5	169,000円未満	1子	29,700円	29,100円
		2子	14,850円	14,550円
6	301,000円未満	1子	38,700円	37,800円
		2子	19,350円	18,900円
7	397,000円未満	1子	47,700円	46,500円
		2子	23,850円	23,250円
8	397,000円以上	1子	56,700円	55,100円
		2子	28,350円	27,550円

※ 兄弟姉妹の年齢に関わらず、同一世帯第3子目以降は無料です。

※ 第1子で町民税所得割額57,700円未満の世帯（ひとり親等世帯を除く）はひょうご保育料軽減事業により保育料が減額になります。

副食費の免除者の範囲について (1号・2号認定世帯)

定義		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円
町民非課税世帯		0円	0円	0円
町民税所得割のある世帯所得割課税額	77,101円未満	0円	0円	0円
	77,101円以上	2,730円	965円	0円

※ 免除対象者も主食費は別途かかります。

※ 町外施設を利用される方は上記の金額とは異なりますので利用の際は教育課へお尋ねください。

8 町内保育所の延長保育の利用について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
延長時間	18:00～19:00	7:00～8:00 16:00～19:00
申込み方法	保育所に申請用紙があります。 保育所へ提出してください。	同左
延長保育料	1時間 150円	1時間 100円 ただし、18:00～19:00は1時間 150円
支払い方法	利用保育所へお問合せください。	同左
利用方法	利用保育所へお問合せください。	同左

※ 延長保育の保育料は無償化の対象外です。

9 施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化が始まり、下記の施設・事業も無償化の対象となっています。無償化を受けるには、別途手続きが必要ですので、希望される方は利用前月までにお申し出ください。

【対象者】

①0～2歳児までの住民税非課税世帯の子ども

②3～5歳児までのすべての子ども

上記①または②で、かつ、**保育の必要性があり**、下記の施設・事業を利用する方

【対象施設・事業】

施設・事業	無償化対象範囲	必要書類
一時預かり事業（幼稚園型）	3～5歳児：利用日数×490円が限度（月額）	別途、施設等利用給付認定の申請書が必要です。（町内幼稚園在籍園児は、利用申込書と兼ねているため、不要）
認可外保育施設・一時預かり事業（一般型）・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業	0～2歳児：月額45,700円まで 3～5歳児：月額40,300円まで	



10 一時預かり事業について

< 保育所の一時預かり保育 >

保護者の傷病などによる緊急時の保育、短時間勤務・冠婚葬祭等のために一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保育者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、児童を保育施設等で一時的にお預かりします。

< 幼稚園の預かり保育 >

町内幼稚園を利用している園児で幼稚園の教育時間終了後及び保育が行われない日に、家庭の事情等により保育を必要となる場合にお預かりします。

	一時預かり保育	預かり保育
実施場所	神崎保育園・寺前保育所	神崎幼稚園・寺前幼稚園
保育時間	8:00～17:00 ※行事等により変更になる場合があります。	平日…通常保育終了後～18:00 長期休業中…8:00～18:00 ※行事等により変更になる場合があります。 ※8/13～15、12/28～1/4 は実施しません。
申し込み方法	保育所に申請用紙があります。 保育所へ提出してください。	幼稚園・教育課に申請用紙があります。 幼稚園又は教育課へ提出してください。
保育料 (1回につき)	3歳未満児 2,000円(4時間未満) 2,500円(4時間以上) 3歳以上児 1,800円(4時間未満) 2,300円(4時間以上) ※保育料には給食費が含まれます。	400円(5時間以内) 800円(5時間を越える) 1ヶ月の上限 8月…8,000円 8月以外…5,000円 ※町外在住の方は、別料金です。 ※保育の必要性の認定を受けた場合は無償です。 ※給食の無い日はお弁当が必要です。
利用方法	各保育所へお問い合わせください。	各幼稚園へお問い合わせください。

※一時預かり事業による支援を受けた保護者で、条件を満たす方に対して、利用料を軽減します。

< 対象・補助額 >

町内に住所を有する次の世帯

①生活保護法による被保護世帯 ➡ 1人当たり日額 3,000円

②市町村民税非課税世帯 ➡ 1人当たり日額 2,400円

③市町村民税所得割合算額が 77,101円未満の世帯 ➡ 1人当たり日額 2,100円

④①～③の他、町長が特に支援が必要と認める世帯 ➡ 1人当たり日額 1,500円

< 対象施設 >

神崎保育園・寺前保育所

< 利用方法 >

申請書を教育課に提出してください。用紙は、教育課・各保育所にあります。

1 1 病児保育事業について

病気の回復期にあり、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの集団保育に参加できない児童（生後6か月から小学6年生）を保護者に代わって専用施設で預かります。利用するには、事前に登録が必要です。（登録用紙は、健康福祉課にもあります。）詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	FAX
神崎郡病児病後児保育施設	神河町栗賀町 385 番地 (ケアステーションかんざき 2 階)	080-8061-1991	32-1962



利用料金・・・神崎郡在住：2,000 円/日 利用時間・・・月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 6 時

よくあるご質問



Q 就労内定で申し込みをしていました。就労開始後に就労時間が短くなっていた場合、どうなりますか？

A 申し込み時に提出された「就労証明書」等をもとに、入所承諾しているため、「就労証明書」と同じか、それ以上の就労時間・日数で就労していただくことが必要です。入所時、就労時間・日数が短くなる場合には、保育の必要量の変更（保育短時間）や退所となる場合があります。→**就労証明書の提出が必要**



Q 育児休業から復帰する予定で申し込みをしていましたが、復帰せずに延長することとなりました。どうなりますか？

A 申し込み時に提出された「就労証明書」等をもとに、入所承諾しています。必ず「就労証明書」に記載のある会社に、入所月中に復職していただく必要があります。育休延長時には、入所取消となります。→**就労証明書の提出が必要**



Q 妊娠・転職・離職・介護など、保護者の状況が変わりました。何か手続きが必要でしょうか？

A 妊娠が分かったなど、保護者の状況が変わった変更届出書の提出が必要です。なお、転職した方で就労時間に大幅な変更が無く、保育必要量（標準時間・短時間）にも変更が無い場合でも、最新の「**就労証明書**」の提出が必要です。



Q 療育手帳の交付を受けました。何か手続きが必要でしょうか？

A 同居する家族が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の交付を受けた旨を届け出てください。保育料の減免を受けられる場合があります。



Q 下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、保育園等に通っている子どもは退所になりますか？

A 児童が保育所に入所中に、新たに下のお子様の育児休業を取得する場合、入所中のお子様が継続して利用するためには、変更届出書の提出が必要です。なお、認定の有効期限は、最長でも『**育児休業を取得することとなった児童が満1歳に達する日の属する年度の末日まで**』です。有効期限までに勤務復帰してください。



Q 再婚・離婚しました。何か手続きが必要でしょうか？

A 再婚の場合は、再婚相手の「**保育が必要なことを証明する書類の提出が必要**」となります。保育料は、再婚相手の住民税額も合算して算出し直しますので、変更となる場合があります。内縁状態（婚姻しないまま親族以外の異性と同居または生計が同一など）となった場合も同様です。

離婚の場合も保育料や保育時間が変更となる場合がありますので、必ずご連絡ください。なお、いずれの場合も**変更届出書の提出が必要**です。



Q 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を変更したいのですが？

A 申し込み時に提出された「就労証明書」等をもとに保育の必要量を認定しています。変更するための「**就労証明書**」を再提出してください。変更希望月の前月20日までに提出してください。

※必ず、児童の保育の必要量は標準時間か、短時間かをご確認ください。育休から復帰する、育休に入るなどでも手続きは必要です。自動的にはありませんので、ご注意ください。

※その他申請時から変更が生じた場合は、必ず届け出なければなりません。書類の不備がある方は、必ず速やかに書類を提出してください。書類が揃わない場合は、入所取消をする場合があります。

